（参考2）

参　考　資　料

令和４年度予算の編成等に関する建議（概要）

資料Ⅰ－１－１

総　論

○ 「例外」からの脱却

～新型コロナに対する当初の緊急的対応から「正常化」へ～

・昨年来、新型コロナ感染拡大という緊急事態に直面し、経済面でも財政面でも**「戦後最大の例外」**とも言える状態となった。**ウイルスの性質が分からない中で飲食・旅行を中心に経済活動を制限**。事業者と家計にかつてない規模の支援を行うなど、昨年度に３次にわたる補正予算を編成。

・今後求められるのは、**新たな変異株を含め再度の感染拡大への備え**をしっかり行いつつ、**経済を「正常化」**し、ポストコロナの世界において**我が国の経済社会が持続的に成長できるよう**、コロナ禍に炙り出された多くの課題に目を逸らすことなく、**改革に取り組む**こと。

・**昨年来の対応を前例とすることなく、経済、財政の「正常化」**に取り組み、「例外」から脱却しなければならない。

○ 我が国財政をめぐる環境変化と対応余力の必要性

・全世代型社会保障改革により、**受益（給付）と負担のアンバランスを是正**し、国民が必要とする社会保障制度の持続可能性を高めることで、特に、**現役世代の将来不安を払拭し、希望が持てるようにしていくべき**。

・短期国債の増加は、**金利変動に対する脆弱性**をもたらしている。財政状況の悪化を放置して日本国債の格下げが生じれば、日本企業の競争力が低下しかねない。

・**先進諸外国では**新型コロナ対応による財政状況の悪化を踏まえ、**財源確保や財政健全化に向けた取組を検討・開始する動き**。

・**「３つのリスク」**、すなわち**震災等の自然災害や感染症、金利の上昇**が起きた際に、**危機に対応できる財政余力を確保**しておくことが不可欠。

○ 責任ある財政運営に向けて

・**プライマリーバランスの黒字化目標を凍結するといった方針変更を行うことなく**、財政健全化に向けて**着実に歳出・歳入両面から改革を進めるべき**。新型コロナ対応により困難な状況に陥っている企業や家計に対する当面の必要な支援と財政健全化目標は両立可能。

・**財政は国の信頼の礎**であり、**財政健全化の旗はしっかりと掲げ続けなければならない**。

○ 令和４年度予算編成の課題

・**骨太2021における「目安」に沿った予算編成**を行うとともに、**新経済・財政再生計画の「改革工程表」に沿った歳出改革の取組を継続**し、**着実に財政健全化を進めるという我が国の意思を改めて内外に示す**ものでなければならない。

近年の主要国の物価と政策金利

（出所）左図：OECD「Consumer price indices (CPIs) - Complete database」、右図の欧州以外：BIS「Central bank policy rates」・日本銀行、右図の欧州：Bloomberg（預金ファシリティ金利）

（注）インフレ率は総合・前年同期比。日本は、政策金利がない場合には当座預金への付利金利を表示。

最近の主要国の物価動向

主要国のインフレ率

（出所）Bloomberg
（注）各国の消費者物価指数は総合・前年同月比

WTI原油価格・天然ガス価格・銅価格

（出所）Bloomberg

消費者物価

（出所）総務省

ロシアのウクライナ侵略の影響

- 足下のロシアによるウクライナ侵攻は、ロシアの主要輸出品である原油・天然ガスなどのエネルギー、小麦をはじめとした農産物、ニッケルなどの鉱物資源の価格高騰をもたらしており、世界的なインフレ懸念をあおっている。
- 世界的な戦争・大国が絡む戦争は、当然サプライチェーンの分断、グローバル化の停滞をもたらす。企業が経済合理性を優先した行動が行えるのは、地政学的な安全性が確保されているからに他ならない。
- 国家間の対立が生じれば、エネルギーを中心に資源の囲い込みが行われるため、資源価格も高騰する。
- ロシアによるウクライナ侵攻は、東西冷戦終了以降構築されてきたインフレの低位安定局面の終焉が決定的になった「重大な転機」と位置付けることができるだろう。

（日本総研　調査部理事／主席研究員　牧田健）

- ロシアは様々な面で中国と距離を縮めることが予想される一方、欧米諸国との間の分断（デカップリング）の動きが一段と広がっていくことも考えられる。ここ数年、世界においては中国の『一帯一路』政策を追い風に中国経済への依存を強める国が広がりをみせているが、ウクライナ問題は『欧米』と『中ロ』のデカップリングのきっかけになるとともに、各国は今後『踏み絵』を迫られる流れが広がっていく可能性もあろう。

（第一生命経済研究所　主席エコノミスト　西濵徹）

- 欧米ではスタグフレーションに陥るリスクが意識されているが、日本のインフレ率は今後も低位にとどまるとみられる。当社では2022年度の生鮮食品を除く消費者物価指数（コアCPI）を前年比＋1.3%と見込んでいる。資源高で一般物価に上昇圧力がかかるものの、名目賃金の上昇ペースが緩やかで、欧米のように価格転嫁が進みにくいためである。

（大和総研　シニアエコノミスト 神田慶司ほか）

主要中央銀行の金融政策

○　諸外国の中央銀行では、インフレ率の上昇などを受けて、資産買入れの縮小や政策金利の引上げといった動きがみられる。

＜政策金利の推移＞

（注1）FRBのフェデラル・ファンド・レート誘導目標は2008年12月以降、レンジ化しており、グラフは中央値にて表示。なお、レンジ幅は0.25%。
（注2）日銀は、金融市場調節の操作目標を、2013年4月4日～2016年9月20日の間はマネタリーベース、2016年9月21日以降は長短金利としている。グラフは当座預金への付利金利を表示。
（注3）ECBは預金ファシリティ金利を表示。

＜各国の金融政策の動向＞

米国（FRB）

- ３月から政策金利の引上げを実施
  0.00～0.25% → 0.25～0.50%（３月）
  → 0.75～1.00%（５月）
- 国債等の保有残高の削減を6月から開始予定（5月決定）。

英国（BOE）

- 昨年12月から政策金利の引上げを実施
  0.10% → 0.25%（昨年12月）→ 0.50%（2月）
  → 0.75%（３月）→ 1.00%（５月）
- 国債等の保有残高の削減を３月から開始

欧州（ECB）

- 預金ファシリティ金利（超過準備の一部に適用）：▲0.5%
- 主要リファイナンス・オペ金利（超過準備の一部と所要準備に適用）：0.00%
- 政策金利の調整は、資産買入プログラム（APP）終了のしばらく後に段階的に実施
- パンデミック緊急買入プログラム（PEPP）による資産買入を本年３月末で中止

日本（BOJ）

- 短期金利（超過準備の一部に適用）：▲0.1%
- 長期金利（10年物国債金利）：０%程度

為替と経常収支

○　円安や経常収支の先行きが見通せない中で、円の信認を維持することが重要。

（出所）左図：BIS「Effective exchange rate indices」（Real, Broad Indices, Monthly averages）、「US dollar exchange rates」（Average of observations through period）、右図：財務省「国際収支統計」

「グリーンフレーション」

○ 脱炭素の移行期においては、化石燃料関連の投資が抑制されて生産量が減少することにより、中期的にエネルギー価格が押し上げられるといったリスクが指摘されている。

○ また、電気自動車や再生可能エネルギー発電設備は、従来と比べて多くの配線や蓄電装置を必要とするため、脱炭素の取組が進めば、これら部材向けの銅、ニッケル、マンガン等の多様な鉱物資源の需給が逼迫する可能性。

主な指摘

“How ‘Greenflation’ Could Impact Bond Returns”（2022年１月22日モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル）

低炭素経済への移行は、（再生可能エネルギーの生産能力の拡大に一定の時間がかかる中で、エネルギー全体の供給が不足すること等による従来の）エネルギー価格の上昇などにより、中期的にインフレ率が上昇する「グリーンフレーション(Greenflation)」を引き起こす可能性がある。グリーンフレは、移行に伴う投資需要の増加と相まって、長期債利回りを上昇させる可能性がある。

「ウィズコロナ下での世界・日本経済の展望（2021～2023年度の内外経済見通し）」（2022年２月16日三菱総合研究所）

22年後半以降、消費者物価の伸びは鈍化していくことが予想されるが、物価の伸びはコロナ危機前と比べて高い水準を継続する可能性が高い。（略）EV化や再生可能エネルギーへの電源シフトが進むことで、非鉄金属などへの需要が中長期的に拡大することが予想される。これを見越し、先行して在庫を積み増す動きもみられる。需給逼迫による素原材料価格の上昇継続が予想される。

電気自動車と従来型自動車の鉱物資源の需要量

発電設備別の鉱物資源の需要量

（出所）各社レポート、内閣府「日本経済2021－2022」

将来金利が上昇した場合の利払いの影響

＜将来金利が上昇した場合の利払いの影響＞

金利	金利上昇初年度	翌年度	翌々年度
＋１％	＋0.8兆円	＋2.1兆円	＋3.7兆円
＋２％	＋1.7兆円	＋4.1兆円	＋7.5兆円

借換のタイミングで利払いが増加。
１％金利上昇すると、毎年約１兆円、最終的には10兆円以上利払いが増加する。
（日本の普通国債残高（令和４年度末見込み）は、1,026兆円）

（出所）財務省「後年度影響試算」（令和4年1月）
（注）「利払い」には、金利上昇による債務償還費の増加分も含む。

＜日米長期金利の推移＞

（出所）Bloomberg

資料Ⅰ－１－９

超長期債の金利上昇について

（出所）財務省HP「国債金利情報」

一般会計歳出予算額の推移

（注）　2019年度、2020年度の計数は臨時・特別の措置を含む。補正予算による追加額は、当初予算額と最終補正後予算額の差分。

令和４年度国債発行計画

○　新型コロナ対応のための巨額の補正予算により、国債発行を大幅に増加させる必要があったが、購入主体の金融機関のニーズを踏まえ、短期債（満期１年以下）の発行が大幅に増加。

○　発行年限の長期化に努めているが、依然として短期債の発行額は高い水準にあり、金利上昇が生じた場合には、直ちに利払費が増大する脆弱な構造となっている。

※　短期債を含む国庫短期証券は、海外投資家による保有割合が６割程度と、中長期債を含めた国債全体（政府短期証券を含む）の海外投資家保有割合（１割強）に比べて、海外投資家の存在感が大きい。

＜カレンダーベース市中発行額＞

（注）令和２年度までは最終補正ベース。

＜日本国債の平均償還年限＞
（カレンダーベース（フロー））

（注）令和３年度までは実績。

＜短期債を含む国庫短期証券の保有者別内訳＞

（出所）日本銀行「資金循環統計」
（注）令和３年12月末速報

日米欧の長期金利（10年債）の動き

（出所）Bloomberg　（注）長期金利（10年債）は、対前年差

格付推移表－Moody’sの場合－

資料Ｉ－２－１

各国の財政ルール等

日本	○　２０２５年度の国・地方を合わせたＰＢ黒字化を目指す、同時に債務残高対ＧＤＰ比の安定的な引下げを目指す。
EU	○　予防的措置における中期財政目標：毎年の財政収支の均衡（又は構造的財政収支対GDP比▲0.5%以内）。 ○　是正的措置における基準値：毎年の財政収支対GDP比▲３%以内、債務残高対GDP比60%以下。 （注1）各国は中期財政目標を憲法等に規定。 （注2）「構造的財政収支」とは、財政収支から景気変動に係る税収と失業関連給付の増減を補正したもの（税収の増減が大部分を占める）。 （注3）コロナ対応のため、逸脱した場合の制裁措置の適用を一時的に停止することとしている。 ○　コロナ危機からの経済復興に当たり、加盟国のグリーン・デジタル移行等を支援するための「次世代EU」資金（8,069億ユーロ）は、EU共同債を発行することで資金調達されるが、プラスチック賦課金や排出権取引制度の拡張などにより財源が確保される仕組み。
英国	○　公的部門の経常的収支を2024年度までに均衡。 （注）　経常的収支とは、財政収支から純投資を除いたもの。 ○　公的部門の純投資（公共投資、研究開発等）を2026年度までの平均でGDP比３%以内に抑制。 ○　公的部門の純債務残高対GDP比を2024年度までに減少。 ○　財政健全化のため、大企業の法人税率を現行の一律19%から最高25%へ引上げ予定（2021年６月法案成立）。また、社会保障の充実に当たり、財源を医療・介護負担金の導入等で賄う改革を実施（2021年９月公表）。
米国	○　ペイアズユーゴー原則を法定。新規の施策の導入等に際しては、それに見合う財源を確保することが必要。 ○　2021年11月に成立した「超党派インフラ法」（５年間で5,500億ドル規模の新規支出）は、補助金延期や手数料等により財源を確保。ビルド・バック・ベター法案（10年間で1.7兆ドル規模）は、議会で議論中であるが、税制改革等による必要な財源の確保を併せて検討。 ○　2022年３月の大統領予算教書は、経済成長や安全保障のための投資を行う一方で、法人税率の引上げ等により、その財源調達及び財政赤字の削減を行うことを提案。

英国の最近の動向

資料Ⅰ－２－２

2021年財政法（2021年６月10日成立）

○　コロナの影響により悪化した財政を立て直すため、2023年４月から、最高税率を19%→25%に引上げ（収益25万ポンド超の企業が対象）。

※　収益５万ポンド（約750万円）超25万ポンド（約3,750万円）以下の企業は計算式に基づき、税率が25%から逓減。収益５万ポンド（約750万円）以下の企業は19%で据え置き。

医療・介護制度改革計画（2021年９月７日公表）

○　2022年４月から、コロナの中で先延ばしになっていた医療行為の実施や、医療・介護サービスの利便性向上等の財源として、給与収入（労働者・使用者双方）及び利益（自営業者）に対する1.25%の医療・介護負担金を導入。

○　また、配当所得課税について、一律1.25%の税率引上げ。

※　現行の税率は、7.5%・32.5%・38.1%の超過累進課税。

予算責任憲章2021（2021年10月27日公表）

○　スナク財務大臣は「次の危機が来た時に対応する財政余力を持っておくために、財政を強化する必要がある」と演説し、公的部門を対象とする新たな財政健全化目標を公表。

① 経常的収支を2024年度までに均衡
② 純投資対GDP比を2026年度まで平均３%以内に抑制
③ 純債務残高対GDP比を2024年度までに減少

付加価値税率の一時的な引下げの終了（2022年４月１日）

○　2020年７月に、外食、ホテル及び映画館等の一部の品目について、適用する付加価値税率を、標準税率20%から一時的に５%へと引き下げたが、2021年10月から当該品目の税率を12.5%に引き上げ、2022年４月には標準税率20%に戻した。

（注）　経常的収支＝財政収支－純投資。純投資は、固定資産（道路、建物、兵器システム等）の純取得、研究開発費、民間部門への設備投資補助金など。
純債務残高はイングランド銀行を除いたもの。

「次世代EU」資金を通じた加盟国の復興支援とその財源

資料Ⅰ－２－３

○　総額8,069億ユーロの「次世代EU」資金（Next Generation EU：NGEU）は、コロナ危機からの経済復興に当たり、加盟国のグリーン・デジタル移行等を支援（2020年12月成立）。

○　その中核をなすのは7,238億ユーロの「復興・強靭化ファシリティ」（Recovery and Resilience Facility：RRF）。加盟国が提出する復興・強靭化計画（ＥＵの承認が必要）に基づき、補助金又は融資として加盟国に配分。

○　2021～2026年にEU共同債を発行することで資金調達されるが、プラスチック賦課金や排出権取引制度の拡張などの新たな財源が確保され、2028～2058年にEU予算から償還される仕組み。

「復興・強靭化ファシリティ」の使途（注２）

６つの政策分野	割合
グリーン移行	38%
デジタル移行	24%
スマートで持続可能で包摂的な成長（R&D、中小企業向け支援等）	14%
社会的・地域的結束（公共事業等）	10%
衛生・経済・社会・制度的な強靭性	７%
次世代・子供・若年層政策	７%

新型コロナによる打撃を受けた地域の復興のため柔軟な支援を行う「React-EU基金」（506億ユーロ）、化石燃料関連産業からクリーン・エネルギーなど新しい産業への円滑な転換の促進（労働者の技能習得支援等）を行う「公正な移行基金」（109億ユーロ）等

総額
8,069億ユーロ（注１）

復興・強靭化ファシリティ（RRF）
7,238億ユーロ
（補助金 3,380億ユーロ
融資 3,858億ユーロ）

RRF以外のプログラム
831億ユーロ
（全て補助金）

新たな財源の確保（注３）

① プラスチック賦課金 ＜2021年１月に導入済＞

各加盟国において生産された非リサイクル包装廃棄物の重量に1kgあたり0.8ユーロの金額を賦課し、EU予算の財源として充当。

② 排出権取引制度の拡張 ＜2023年１月までに導入予定＞

航空部門の無償割当廃止、海洋部門等への対象拡大。本制度（拡張分含む）から得られる収入の25%をEU予算の財源として充当。

③ 炭素国境調整メカニズム ＜2023年１月までに導入予定＞

対象となる製品の輸入（鉄鋼、アルミ等）に炭素価格を設定。本メカニズムから得られる収入の75%をEU予算の財源として充当。

④ OECD/G20合意の「第１の柱」に基づく財源
＜ 2023年１月までに導入予定＞

2021年10月にOECD/G20において成立した国際課税の２本の柱の合意の「第１の柱」に基づき、EU加盟国に配分される多国籍企業の超過利益に係る税収のうち、15%をEU予算の財源として充当。

⑤ その他の追加財源

2023年末までに提案予定。

（出所）　欧州委員会資料等。（注１）　金額は名目価格表示。2018年価格表示の場合、「次世代EU」資金の総額は7,500億ユーロ（補助金3,900億ユーロ、融資3,600億ユーロ）。
（注２）　Recovery and Resilience Scoreboardより作成（2022年３月時点。ＥＵに承認された22カ国の復興・強靭化計画を対象に集計）。
（注３）　収入規模は、①年間60億ユーロ（2021年４月欧州委員会公表資料）、②年間120億ユーロ（2026～2030年平均）、③年間10億ユーロ（2026～2030年平均）、④年間25～40億ユーロ（2021年12月欧州委員会提案）。

米国の最近の動向

資料Ⅰ－２－４

超党派インフラ法（2021年11月15日成立）

○　インフラ投資等による成長を目指す「米国雇用計画」（2021年３月31日公表。８年間で総額約２兆ドル）の一部の施策について、超党派の合意により、「超党派インフラ法」として11月15日に成立。

○　新規支出は５年間で約5,500億ドル規模。補助金延期や手数料等により財源を確保。

ビルド・バック・ベター法案（議会で議論中）

○ 教育・医療・育児分野への投資による成長を目指す「米国家族計画」（４月28日公表。10年間で総額約1.8兆ドル）と、「超党派インフラ法案」に盛り込まれなかった「米国雇用計画」の施策等について、民主党が単独での成立を目指し、10年間の歳出計画を公表。その後、11月19日に「ビルド・バック・ベター法案」として下院で可決されたが、議会予算局の推計によると1.7兆ドル規模。

○ 利益が10億ドル超の大企業に対する15%の最低課税など、税制改革等により必要な財源の確保を検討。

○ 上院で議論中だが、法案成立のためには、上院の民主党議員全員の賛成票が必要な中、一部の議員が、現下の高インフレと累増する債務残高を理由に、法案に反対姿勢を示しており、成立の見通しが立っていない。

2023年度大統領予算教書公表（2022年３月28日公表）

○　バイデン大統領は、予算教書の公表にあたり、「今回の予算において最も重要なことは財政への責任である（The first value is fiscal responsibility.）」と発言し、「賢明かつ、的を絞り、財源を十分措置した投資（smart, targeted, and fully-offset investments）」として経済成長や安全保障のための投資を行う一方で、その財源として、法人税率の引上げや資産１億ドル超の富裕層の所得に対する20%の最低課税等を提案。これらの政策の結果、10年間で１兆ドル以上の財政赤字が削減できるとしている。

（注）米国では、予算は歳出予算法として議会が作成。大統領予算教書はあくまで政権としての「提案」であり、議会に対する拘束力はない。

米国の取組

米国のペイアズユーゴー原則

○ 新規の施策・プログラムを制定するに当たり、他の分野での歳出減又は歳入増を伴わなければならない。

○ 2010年ペイアズユーゴー法により、OMB（行政管理予算局）は、年末の議会閉会後、14日以内に年次報告を公表し、財政収支の悪化が示された場合、大統領は、収支の悪化分を回復するために必要な義務的経費の削減を命令する。

超党派インフラ法の財源（2021年11月成立）

○ 新規支出5,500億ドル（５年間）に対し、収入を5,476億ドル（10年間）措置。

- メディケアに関する国庫からの補助金の施行延期（510億ドル）
- 住宅ローン会社から政府支援機関（GSE）に支払う住宅ローン保証手数料の上乗せ措置（国庫に納入）の延長（210億ドル）
- 電波オークションによる収益（870億ドル）　等

ビルド・バック・ベター法案の財源（審議中）

○ 支出1.7兆ドル（10年間）に対し、収入を1.7兆ドル（10年間）措置。

- 利益10億ドル超の大企業に対する15%の最低課税（3,189億ドル）
- 所得が1,000万ドル超の高所得者に対する追加課税（2,278億ドル）
- 純投資所得課税（高所得者の金融所得等への追加課税）の適用範囲拡大（2,522億ドル）　等

米国の超党派インフラ法（Infrastructure Investment and Jobs Act）

資料Ⅰ－２－６

（2021年11月）

○ インフラ投資等による成長を目指す「米国雇用計画」（３月31日公表。８年間で総額約２兆ドル）の一部の施策について、超党派の合意により、「超党派インフラ法」として11月15日に成立。

○ 新規支出は５年間で約5,500億ドル規模。財源は、既存の新型コロナ対策予算の未使用分の振替え等により調達予定。

※８月９日、議会予算局（CBO）は、審議中の法案により10年間で2,561億ドル財政赤字が拡大すると推計（ただし、法案による経済成長効果等は含まれていない）。

超党派インフラ法（Infrastructure Investment and Jobs Act）の主な措置

支出

（１）交通インフラ（2,840億ドル）

○橋や道路の修復・再建（1,100億ドル）
○旅客・貨物鉄道の整備（660億ドル）
○公共交通機関への投資（390億ドル）
○道路交通の安全性向上（110億ドル）
○空港整備（250億ドル）
○港湾・水路整備（170億ドル）
○EV（電気自動車）充電設備の設置（75億ドル）
○スクールバス・フェリーのグリーン化（75億ドル）
○コミュニティの再建（10億ドル）

（２）その他のインフラ（2,640億ドル）

○水インフラの整備・更新（浄水設備の整備等）（550億ドル）
○電力・送電設備への投資（再生エネルギーの拡大促進、新たな送電線の整備）（650億ドル）
○高速ブロードバンドの普及（650億ドル）
○インフラの強靭化（サイバーセキュリティ、災害対策等）（500億ドル超）
○環境汚染地域の修復（210億ドル）
○西部の水インフラへの投資（老朽化対策等）（83億ドル）

収入※

（１）既存の新型コロナ対策予算の未使用分の振替え（2,100億ドル）
（２）メディケアに関する規制の施行延期（510億ドル）
（３）失業手当の残余金の活用（530億ドル）
（４）電波オークションに関する収益（870億ドル）
（５）インフラ投資法による経済成長効果（560億ドル）
（６）暗号資産に係る徴税強化（報告義務の強化）（280億ドル）
（７）政府支援機関（GSE）に支払う住宅ローン保証手数料の上乗せ措置の延長（210億ドル）
（８）義務的支出に係る歳出削減期間の延長（87億ドル）
（９）化学物質の製造者や輸入者に対する税（superfund excise tax）の再導入（145億ドル）
（10）時限的な税関手数料の適用期間延長（62億ドル）
（11）戦略石油備蓄（SPR）の売却（61億ドル）
（12）廃棄薬剤に関するメディケア支出の削減（32億ドル）
（13）確定給付型年金制度に関する金利平滑化オプションの拡大（29億ドル）

※収入全体の金額は10年間で5,476億ドル。

（出所）White House、議会予算局、合同租税委員会等

米国の「Build Back Better法案」（気候変動対策・教育・社会保障関連法案）を巡る動向

資料Ⅰ－２－７

○　教育・医療・育児・気候変動分野への投資による成長を目指し、10年間の歳出計画を公表（11月19日に下院で可決された法案では、議会予算局の推計によると1.7兆ドル規模であり、**議会で議論中**）。**税制改革等による必要な財源の確保を検討。**

【下院通過時点の法案】

支出（支出規模：1.7兆ドル）

（１）家庭・子育てへの投資
- 労働者家庭に対する子育て費用の補助（2,735億ドル）
- 3・4歳児プレスクール無料化（1,090億ドル）
- 病気・家族の看病のための有給休暇制度（2,115億ドル）
- 米国救済法で拡充した児童税額控除・勤労所得税額控除の延長（1,697億ドル）
- 高等教育への投資（学士向けの連邦政府奨学金の上限額引上げ（110億ドル）等）
- 低所得の高齢者・障害者の在宅介護への支援（1,517億ドル）
- 手頃な価格の住宅への投資（公営住宅整備、家賃補助、住宅の購入の頭金の補助等）（1,534億ドル）
- 移民制度改善（1,439億ドル）　等

（２）医療保険等の負担軽減
- 処方薬価引下げ（メディケア処方薬の年間自己負担額制限等）（▲2,622億ドル）
- 低所得者向けのオバマケアの拡充（医療保険料の引下げ等）（890億ドル）
- 高齢者等のメディケアの適用範囲を聴覚障害まで拡大（367億ドル）　等

（３）気候変動関連の投資
- クリーンエネルギー税額控除の拡充・延長
- 電化等への消費者向け補助金
- 排出ガスゼロ車の国内製造等への補助等　等

（４）その他
- 高所得者への徴税強化等を目的とした内国歳入庁(IRS)への予算配分（796億ドル）

※支出規模は12月８日公表のCBO推計に基づき作成。

収入（※１）

（１）利益が10億ドル超の大企業に対する15%の最低課税（3,189億ドル）
（２）自社株買いに対して１%の課税（1,242億ドル）
（３）FDII（Foreign-Derived Intangible Income）及びGILTI（Global Intangible Low-Taxed Income）の実効税率引上げ（1,443億ドル）
（４）高所得者に対する追加課税（1,000万ドルを超える所得に5%、2,500万ドルを超える所得にさらに3%）（2,278億ドル）
（５）事業損失の損益通算の制限（1,603億ドル）
（６）純投資所得課税（高所得者の金融所得等への追加課税）の適用範囲拡大（2,522億ドル）
（７）州税・地方税の控除の上限に係る措置（148億ドル）
（８）内国歳入庁(IRS)による高所得者への徴税の強化等（2,070億ドル）※２
等

※１　11月19日時点の合同租税委員会による試算（「IRSによる徴税の強化」のみCBOの推計）。**収入合計額は1兆4,759億ドル。**

※２　**イエレン財務長官**は11月18日、「IRSによる徴税強化は財務省推計では4000億ドル以上の収入増になり、**法案のコストは十分に支払われる」と発言。**

（出所）ホワイトハウス、議会調査局（CBO）、合同租税委員会、各種報道等

2023年度米国大統領予算教書（2022年３月28日公表）

資料Ⅰ－２－８

○　３月28日、バイデン大統領は、予算教書（大統領としての予算の提案）を公表。

○　今回の予算教書では、「賢明かつ、的を絞り、財源を十分措置した投資（smart, targeted, and fully-offset investments）」として、**雇用の創出、家計負担の軽減、生産能力の拡大、気候変動対策や安全保障への投資を提案**。**同時に、その財源として、法人税率の引上げや資産１億ドル以上の富裕層への増税等を提案**。

○　これらの政策の結果、**10年間で１兆ドル以上の財政赤字が削減できる**としている。

経済成長や安全保障のための投資

- 雇用の創出（職業訓練の強化など）、家計負担の軽減（低所得者向け住宅の供給）、生産能力の拡大（サプライチェーンの強化）
- 公衆衛生の強化、癌やその他疾病治療の研究開発
- 気候変動・環境対策への投資
- 初等～高等教育への投資
- 地域社会の安全を守るための投資（犯罪対策）
- 国家安全保障への投資　等

税制改革（［］内は財政赤字の削減額）

- 法人税率の引上げ（21%→28%）［1兆3,146億ドル］
- 資産１億ドル以上の富裕層の所得（株式の含み益など投資による未実現利益を含む全所得）に対する20%の最低課税［3,608億ドル］

等

バイデン大統領のメッセージ

○　今日発表する予算は、私たちが何を大切にしているのか、米国民に明確なメッセージを送るものだ。 第一に、財政への責任。 第二に、安全・安心。 そして第三に、より良い米国を築くために必要な投資である。最も重要なことは財政への責任である。

○　この予算は、生産能力の拡大、持続的な経済成長の促進、雇用の創出、負担の削減、繁栄の共有を促進するために、賢明かつ、的を絞り、財源を十分措置した投資を提案するものである。この予算は、低所得層から中間層までの成長を促すことが、更なる成長、より高い賃金、より多くの雇用、より低い物価、より少ない貧困につながり、それが更に財政を持続可能なものとしやすくするという、大統領の信念を反映したものである。

（中略）この予算が提案する投資は、より公平な税制改革によって十分以上に賄える。

○　この予算案は、税制改革によって将来の課題に慎重に対処し、全ての新政策を十分以上に賄い、長期的に財政赤字を削減する。この予算の政策は今後10年間で累計１兆ドル以上の財政赤字を削減する。

（出所）１つ目のパラグラフ：予算教書公表時のバイデン大統領のスピーチ　２・３つ目のパラグラフ：大統領予算教書

（出所）大統領予算教書、ホワイトハウスのウェブサイト、報道等。
（注１）米国では、予算は歳出予算法として議会が作成。大統領予算教書はあくまで政権としての「提案」であり、議会に対する拘束力はない。
（注２）米国の会計年度は、前年10月から当年９月まで（2023会計年度は、2022年10月から2023年９月まで）。
（注３）「ビルド・バック・ベター法案」については議会で議論中であることを理由に、本予算教書の提案には含まれていない。

ドイツの最近の動向

リーマンショック後の財政健全化の取組（2009～2019年）

○　2009年に連邦基本法（憲法）を改正し、連邦及び州政府に対し、財政収支を原則として均衡させることを義務付け。連邦政府については、対GDP比0.35%の基準までは公債発行が可能（債務ブレーキ）。
○　2010年６月に「財政健全化に向けた基本方針」を閣議決定し、2011～2014年に大規模な財政健全化策を実施。
○　こうした取組により、一般政府の財政収支は2012年以降黒字となり、債務残高対GDP比も82.5%（2010年）から59.2%（2019年）まで低下（▲23.2%）。

※　債務残高の実額も減少（2010年：21,149億ユーロ→2019年：20,576億ユーロ）

メルケル政権下におけるコロナ対応（2020～2021年）

○　コロナ対応のため、７年ぶりに新規公債を発行したが、同時に、連邦基本法のルールに基づき、2020年、2021年の一定水準を超える債務について、2042年までの償還計画を議決。
○　2020年７月に付加価値税率を一時的に引き下げた（標準税率:19%→16%、軽減税率:７%→５%）が、2021年１月に元の税率に戻した。

ショルツ政権発足（2021年12月８日）

○　メルケル政権下で2018年より財務大臣を務めた社会民主党（SPD）のショルツ氏が首相に就任。新たな財務大臣には自由民主党（FDP）のリントナー党首が就任。

2022年予算案、2026年までの財政計画（2022年３月16日公表）

○　2023年からは、財政収支を均衡させる原則を再び遵守する予定。
○　2020～2022年の一定水準を超える債務(2020年：696億ユーロ、2021年：1,925億ユーロ、2022年：806億ユーロ)について、「次世代EU」資金に係るEU共同債の償還期間と合わせる形で、2028～2058年までの新たな償還計画を公表。
○　国防強化のために特別基金を設置。1,000億ユーロを上限とする起債が可能（１回限り。既存の債務ブレーキの適用対象外）だが、当該債務の償還方法を法律で定める予定。基金の使途については、毎年議会で議決。

フランスの最近の動向

「財政の将来に関する委員会」による報告書（2021年３月18日公表）

○　2020年12月にカステックス首相が「財政の将来に関する委員会」を設置。同委員会による報告書の概要は以下のとおり。
- 財政の持続可能性は、長期にわたり、歳出増を歳入増よりも抑えることに立脚すべき
- コロナの支援措置は時限的なものとし、最も影響を受けた分野に集中すべき

安定化プログラム2021（2021年4月14日公表）

- 2027年までに債務残高対GDP比を安定化させ、その後削減させる
- 2022～2027年に、毎年の歳出の増加率を0.7%に抑制する

2022年予算（2021年９月22日閣議決定、12月30日公布）

○　危機に起因する債務を明確にし償還を行っていくため、2022年予算法において、一般会計のコロナによる財政赤字拡大分に相当する債務（1,650億ユーロ）を区分し、「公債公庫」を通じて2042年までに償還することを発表。

失業保険改革（2021年10月１日等施行）

○　コロナ以前からの高失業率、不安定な雇用形態の多さ等を改善するため、従前から検討されていた失業保険改革（※）を施行。主な改正事項は、短期雇用契約を結ぶことが多い企業に保険料負担の傾斜をかける制度の導入、失業手当受給要件の厳格化、失業手当支給額計算方法の厳格化など。

（※）　コロナ禍による不安定な経済状況等に鑑み数回延期されていたが、雇用情勢の改善を踏まえ施行。新型コロナ危機前の経済状況に戻れば、年間約23億ユーロの給付削減につながるものと試算されている。

大統領選挙（2022年4月10日、4月24日）

○　立候補者は、マクロン現大統領を含む12名。第１回投票日は４月10日、第２回投票日は４月24日。

○　マクロン大統領は、３月17日に公約を発表。記者会見において、2026年から債務残高対GDP比を低下させ、2027年に財政赤字対GDP比を３％以下にする旨を発言。

（参考）　フランスの大統領選挙は、単記２回投票制。第1回投票で、過半数を獲得した候補者がいる場合、その候補者が当選となる。第１回投票で過半数を獲得した候補者がいない場合は、第１回投票の上位２名で第２回投票を行い、多数を得た者が当選となる。

骨太2021（6月18日閣議決定）のポイント

資料Ⅰ－２－11

財政健全化目標

骨太方針2018で掲げた財政健全化目標（2025年度の国・地方を合わせたＰＢ黒字化を目指す、同時に債務残高対ＧＤＰ比の安定的な引下げを目指す）を堅持する。ただし、感染症でいまだ不安定な経済財政状況を踏まえ、本年度内に、感染症の経済財政への影響の検証を行い、その検証結果を踏まえ、目標年度を再確認する。

歳出改革努力の継続

2022年度から2024年度までの３年間について、これまでと同様の歳出改革努力を継続することとし、**以下の目安に沿った予算編成を行う**※。

① **社会保障関係費**については、基盤強化期間においてその**実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめる**ことを目指す方針とされていること、経済・物価動向等を踏まえ、**その方針を継続**する。

② 一般歳出のうち**非社会保障関係費**については、経済・物価動向等を踏まえつつ、**これまでの歳出改革の取組を継続**する。

③ **地方の歳出水準**については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる**一般財源の総額**について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう**実質的に同水準を確保**する。

※　真に必要な財政需要の増加に対応するため、制度改革により恒久的な歳入増を確保する場合、歳出改革の取組に当たって考慮する等の新経済・財政再生計画において定めた取組についても、引き続き推進する。その際、英米などの諸外国において、財政出動を行う中でその財源を賄う措置を講じようとしていることも参考とする。

目標の実現に向けて

- 「**新経済・財政再生計画等**に基づき、経済・財政一体改革を引き続き推進し、**本年末までに改革工程の具体化を図る**」
- 「**骨太方針2020等の内容に沿って、社会保障制度の基盤強化を着実に進め、**人生100年時代に対応した社会保障制度を構築し、世界に冠たる国民皆保険・皆年金の維持、そして持続可能なものとして次世代への継承を目指す。」
- 「経済・財政一体改革の進捗については、歳出の目安に沿った予算編成を行う最終年度となる**2024年度において点検を行い、財政健全化目標達成に向け、その後の歳出・歳入改革の取組に反映**する。」

内閣府の中長期試算（2022年１月）

○ 「骨太の方針２０２１」では、
・ ２０２５年度プライマリーバランス黒字化目標を堅持。
・「感染症でいまだ不安定な経済財政状況を踏まえ、本年度内に、感染症の経済財政への影響の検証を行い、その検証結果を踏まえ、目標年度を再確認する。」とされていた。
⇒１月１４日の諮問会議で示された中長期試算の成長実現ケースにおいて、骨太方針に基づく取組を継続した場合、**２０２５年度に黒字化する姿が示される結果**となり、**「現時点で目標年度の変更が求められる状況にはない」ことが確認された。**

内閣府の中長期試算（2022年1月）

令和４年１月14日　経済財政諮問会議における岸田総理大臣発言

新型コロナ対策のために必要な財政出動は躊躇なく機動的に行い、経済を立て直します。そして、成長も、分配も実現する新しい資本主義を具体化してまいります。

今回の中長期試算では、こうした取組により力強い成長が実現し、骨太方針に基づく取組を継続した場合には、前回同様、国と地方合わせた基礎的財政収支は２０２５年度に黒字化する姿が示される結果となり、現時点で財政健全化の目標年度の変更が求められる状況にはないことが確認されました。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を始め、種々の不確実性が払しょくできない状況であることを踏まえ、引き続き、内外の経済情勢等を常に注視しつつ、状況に応じ必要な検証を行ってまいります。

経済あっての財政であり、順番を間違えてはなりません。ただ、足元の新型コロナ対策や経済対策を行うことと、中長期的な財政健全化に取り組むことは、決して矛盾いたしません。新型コロナの危機を乗り越え、経済をしっかり立て直す。そして、財政健全化に向けて取り組んでまいります。

財政健全化目標の歴史

（兆円）
160
140
120
100
80
60
40
20
0
赤字国債発行
（1975～）
赤字国債
脱却
（1990～1993）
赤字国債発行
（1994～）
国内金融危機
アジア通貨危機
高齢化に伴う
社会保障費の増
リーマンショック
東日本大震災
新型コロナ
147.6
142.6
107.6
108.6
63.9
65.7
36.9
60.8
65.2
69.3
53.0
歳出
60.1
38.2
税収
低成長による税収低迷
12.3
6.3
公債発行額
(S60)
1985
(H2)
1990
(H7)
1995
(H12)
2000
(H17)
2005
(H22)
2010
(H27)
2015
(R2)
2020
(R4)
2022
（年度）
財政構造改革法（1997年11月）
2003年度に国・地方の財政収支赤字を対GDP比3%以内
財政構造改革法停止（1998年12月）
骨太2002
2010年代初頭に国・地方PB黒字化
骨太2006
2011年度に国・地方PB黒字化
財政運営戦略2010
・2015年度に国・地方PB、国単独PB半減（2010年度比）
・2020年度に黒字化
骨太2013
・2015年度に国・地方PB半減（2010年度比）
・2020年度に黒字化
骨太2015
2020年度に国・地方PB黒字化
半減目標達成
骨太2018
2025年度に国・地方PB黒字化

債務残高／GDP比と金利、成長率、ＰＢの関係

債務残高対GDP比（翌年度）

$$= \frac{\text{債務残高} \times (1 + \textbf{名目金利（r）}) + \textbf{PB赤字}}{\text{GDP} \times (1 + \textbf{名目成長率（g）})}$$

名目金利(r) ＝ 名目経済成長率(g) で、PB赤字 ＝ 0 であれば、債務残高対GDP比は一定

⇨ 債務残高対GDP比の安定的な引下げのためには、プライマリーバランスの黒字化が必要

＜参考＞

債務残高対GDP比の増加幅

$$\approx \frac{\text{債務残高}}{\text{GDP}} \times \left(\text{名目金利（r）} - \text{名目成長率（g）} \right) + \textbf{PB赤字対GDP比}$$

成長率と金利の推移

（出所）内閣府、財務省
（注）国債残高における平均金利は、各年度末における利率の加重平均。加重平均の計算からは割引国債を除く。
国債金利（10年）は暦年平均、名目経済成長率は暦年（前年比）。

債務残高対GDP比のシミュレーション

○ 金利（ｒ）よりも、成長率（ｇ）の方が高ければ、ＰＢ赤字が大きくても、計算上は、債務残対ＧＤＰ比は「いずれ」は「収束」するとの主張もある。

○ しかし、計算上「収束」するには数百年かかるところ、実際に数百年にわたり金利（ｒ）よりも成長率（ｇ）を高い水準に維持することは困難。また、債務残高対GDP比が極めて高い水準に増嵩していく中で、現実には各時点で「収束」する経路なのか発散する経路なのか見分けはつかず、市場からの信認を維持できるとは考えられない。

○ 債務残高対GDP比が高い状態で、一旦、金利（ｒ）が成長率を上回れば、債務残高対GDP比は加速度的に発散していき、財政は破綻する。

＜前提＞※以下が永続する場合

- ✓ 金利１％
- ✓ 成長率２％
- ✓ ＰＢ赤字対ＧＤＰ比▲５％

＜計算結果＞

- ✓ 債務残高対GDP比が安定する水準は**５００％超**
- ✓ 安定するには**５００年以上**かかる

プライマリーバランス、債務残高／ＧＤＰ比

債務残高 ／ GDP

‖

返済能力

毎年の収支（ＰＢ、財政収支）

各国の収支に関する目標の状況

○ 欧州は、財政目標としてＰＢよりも厳しい「毎年」の「財政収支」を採用。日本は「現在ではなく将来の目標年度」の「ＰＢ」を採用。現状の目標も極めて柔軟なものになっている。

○ ＯＥＣＤ加盟国の大半は、何らかの「収支に関する（フロー）目標」を持っている。

ＯＥＣＤ加盟国における収支に関する目標の状況

（出所）IMFワーキングペーパー「Fiscal Rules and Fiscal Councils」（2022年１月）等により作成。
（注）ＯＥＣＤ加盟国（38ヶ国）のうち、同ペーパーでデータベースに含まれていない２ヶ国は、独自に集計。

債務残高の国際比較（対GDP比）

○　債務残高の対GDP比は、Ｇ７諸国のみならず、その他の諸外国と比べても突出した水準となっている。

＜全世界における順位（176ヵ国・地域中）＞

1	マカオ	0.0%
2	香港	1.0%
⋮		
105	中国	68.1%
⋮		
107	ドイツ	68.7%
⋮		
148	英国	102.6%
⋮		
157	フランス	115.2%
158	カナダ	117.8%
⋮		
164	米国	134.2%
⋮		
173	イタリア	155.3%
174	カーボベルデ	158.8%
175	ギリシャ	211.9%
176	日本	259.0%

※　数値は令和２年（2020年）の値。

（出所）IMF “World Economic Outlook”（2022年４月）
（注１）数値は一般政府（中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの）ベース。
（注２）日本、米国及びイタリアは、2021年及び2022年が推計値。それ以外の国は、2022年が推計値。

資料Ⅰ－３－１

人口増減率（対前年比）の国際比較

○　日本は、米国との間に平均して約１％の人口増加率の差があるなど、経済成長の条件としては厳しい状況。

（出所）日本の2020年までは総務省「人口推計」、2021年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年４月推計）」
諸外国は、United Nations “World Population Prospects”
（注）日本について、グラフ上の断絶があるのは、2020年と2021年のデータの出典が異なるため。

企業収益、投資、賃上げ、消費の「好循環」に向けて

資料Ⅰ－３－２

企業による固定資本形成

労働時間当たりのICT資本ストック

企業の現預金残高

実質賃金

労働生産性

（出所）企業の現預金残高：日本銀行「資金循環統計」、企業による固定資本形成・労働生産性・実質賃金：OECD "OECD.Stat"、労働時間当たりのICT資本ストック： EU "KLEMS"

（注１）企業の現預金残高：民間非金融法人企業の現預金残高（注２）労働時間当たりのICT資本ストック：ICT資本ストックは、コンピュータハードウェアと通信機器の合計金額（自国通貨建て）を2015年時点の為替レートでドル換算したもの。労働時間は、産業ごとの就業者労働時間。（注３）労働生産性：労働生産性は、GDP（PPPで換算）を総労働時間で割った値。

日本のデジタル化の遅れ

○ IMD（国際経営開発研究所）によれば、日本のデジタル競争力は低位で推移。（2015年：23位→2021年：28位）
○ **ブロードバンドの整備・普及やロボットなど技術面では優位にある**一方、**人材や企業行動の順位が著しく低い**。

IMD「デジタル競争力ランキング」

【総合順位】　（※2021年は全64か国・地域）

【日本の主な基準・指標別順位（2021年）】

要因	基準・指標	
知識（25位） 新しい技術を開発・理解するために必要なノウハウ	人材（47位）	国際経験（64位（最下位）） デジタル／技術的なスキル（62位）
	トレーニング・教育（21位）	第３次教育（大学や専門学校）における生徒と教師の比率（１位）
技術（30位） デジタル技術の開発を可能にする全体的な環境	技術枠組み（8位）	モバイルブロードバンド利用者数（11位） ワイヤレスブロードバンド普及率（2位）
	規制枠組み（48位）	移民法（62位） 技術の規制（49位）
将来への備え（27位） DXを活用するための準備レベル		世界のロボット分布（2位）
	ビジネスの俊敏性（53位）	ビッグデータの活用と分析（63位） 機会と脅威（62位） 企業の俊敏性（64位（最下位））

我が国がデジタル化で後れを取った理由

１）ＩＣＴ投資の低迷
- 我が国のＩＣＴ投資の８割が現行ビジネスの維持・運営
- アジャイル開発の導入、オープン化・クラウド化への対応、業務やデータ標準化の遅れ

２）業務改革等を伴わないＩＣＴ投資
- 業務改革等をしない形でのＩＣＴ投資となり、十分な効果発揮できず、再投資も積極的に行われなかった可能性

３）ＩＣＴ人材の不足・偏在
- ＩＣＴ人材について、量も質も十分ではなく、外部ベンダーの依存度も高い

４）過去の成功体験
- 過去の成功体験により、抜本的な変革よりも、個別最適な業務改善が優先となりデジタル社会の到来に対応できていない

５）デジタル化への不安感・抵抗感
- 情報漏洩や慣れないデジタル操作の習熟等への不安によるデジタル化への不安感等

６）デジタルリテラシーが十分でない
- デジタルリテラシーが十分でないことで、デジタル化推進に対して消極的

（出所）IMD “World Digital Competitiveness Ranking 2021”、
総務省「令和３年版　情報通信白書」

（注）IMD「デジタル競争力ランキング」は、デジタル競争力に影響を与える要因を「知識（knowledge）」、「技術（technology）」、「将来への備え（future readiness）」の３つに分類し、各要因に関する52の基準・指標に基づいて算出。

人材の流動性について

資料Ⅰ－３－４

〈平均勤続年数の国際比較〉

諸外国と比較して平均勤続年数が長い

〈一般労働者の企業規模別転職入職率の推移〉

会社規模が大きくなるほど、転職率は低い

(出所) 厚生労働省「雇用動向調査」
(注)転職入職率＝（転職入職者／１月１日現在の常用労働者数）×100

〈日本の研究者の部門間の流動性〉

研究者の転出転入をみると
「企業」と「大学」の間は非常に少ない。

(左上図 出所)厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、米国労働省「Employee tenure」、OECD「Employment by job tenure intervals - average tenure」
(注１)日本は2021年６月、米国は2020年１月、ドイツ・フランスは2015年、英国は2020年
(注２)日本は常用労働者（短時間労働者を除く）
(注３)米国：中位年数。～19歳は、16～17歳と18～19歳の平均値。30～34歳は25～34歳の、40～44歳は35～44歳の、50～54歳は45～54歳の、65～69歳は65歳以上の値を使用しており、グラフでは、それらを直線で結んでいる。

(右図 出所) 文部科学省 科学技術・学術政策研究所、科学技術指標2021、図表2-1-16

若年世帯を中心とする不安に応えるために

○　若年世帯では貯蓄性向の上昇（消費性向の低下）が観察されている。・・・アンケート調査（金融広報中央会）より、20・30代がどのような理由で貯蓄しているかを確認する。・・・時系列的な変化をみると、老後の生活資金の割合が2人以上世帯・単身世帯ともに、大きく伸びていることが確認できる。

○　貯蓄に回したいと考える背景の一つには、老後や医療等に対して将来的にどの程度の費用が必要となるのかが予想ができないという不安が予備的動機を通じた貯蓄増加につながっていることが指摘されている。将来の不確実性を下げ、社会保障に対する不安を払拭していくことが重要となる。

（出所）内閣府「日本経済2018－2019　－景気回復の持続性と今後の課題－」

＜年齢別平均消費性向の推移（2人以上の世帯）＞

（出所）総務省「家計調査」

＜若年世帯における貯蓄目的の変化（2007年→2020年）＞
（2人以上の世帯（20・30代））

（出所）金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」
（注）サンプル（２人以上の世帯（20・30代））全体のうち、各項目について、金融資産の保有目的にあたると回答した世帯数の割合の変化幅。

効果の高い歳出への重点化

◆好循環実現のための経済対策
（平成25年12月５日閣議決定）（抄）

第１章　基本的な考え方
２．経済対策の基本方針
本経済対策は、（中略）経済の成長力底上げに資するとともに、持続的な経済成長の実現に資するため、消費や設備投資の喚起など民間需要やイノベーションの誘発効果が高い施策に重点化し、未来の投資とすることを基本的な方針として取りまとめた。

◆令和３年度予算編成の基本方針
（令和２年12月８日閣議決定）（抄）

行政事業レビューを適切に実施するとともに、デジタル化を踏まえたＥＢＰＭの仕組みと予算の重点化、複数年にわたる取組等の予算編成との結び付きの強化により、政策効果の高い歳出に転換するワイズスペンディングを徹底する。このため、広く国民各層の意識改革や行動変容につながる見える化、先進・優良事例の全国展開、インセンティブ改革等の取組をＥＢＰＭと一体として推進する。

格付推移表 －Moody'sの場合－

実質GDPの推移（1990年＝100）

（出所）OECD Stat

基金への予算措置

資料Ⅰ－３－７

○　基金への年度ごとの予算措置額については約１兆円程度で概ね横ばいで推移してきたが、**令和２年度から基金への予算措置額が大きく増加。**

○　他方で、基金は、**中長期的な視点の下、柔軟な執行が可能となる利点がある**一方で、**執行管理の困難さも指摘**されていることを踏まえ、**基金へのガバナンス強化やPDCAの実効性を高めていく取組等を行っていく必要**がある。

◆　基金への予算措置額の推移

(単位：兆円)

＜基金への主な予算措置＞

【R2年度】
・グリーンイノベーション基金：2.0兆円
・新型コロナウイルス感染症基金：1.8兆円
（新型コロナの影響を受けた事業者への貸付に係る利子補給）
・経営安定関連保証基金：1.3兆円
・中小企業等事業再構築促進基金：1.1兆円

【R3年度】
・ワクチン開発・生産体制強化：0.7兆円
・先端半導体の生産基盤整備基金：0.6兆円
・中小企業等事業再構築促進基金：0.6兆円
・経済安全保障重要技術育成基金：0.3兆円

(注1) 補助金適正化法施行令に規定する基金造成費補助金等の当初及び補正予算計上額を、各府省からの聞き取りに基づき集計（補助金適正化法施行令を改正し、基金事業の性質の明確化等を行った平成26年度補正予算以降を記載）。

(注2) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（地方単独分、令和2年度3.0兆円、令和3年度1.2兆円）等、一定の要件を満たす場合に基金化可能であり、予算措置時点で基金化される額が確定していないものを含む。

◆　経済財政運営と改革の基本方針2014

基金は、利点もある一方で、執行管理の困難さも指摘されていることから、その創設や既存基金への積み増しについては、財政規律の観点から、厳に抑制するとともに、国から交付された補助金等により独立行政法人、公益法人等や地方公共団体に造成された基金の執行状況を全て公表し、使用実績も踏まえながら使用見込みの低い基金については返納を検討する。

◆　岸田総理大臣国会答弁（令和4年2月25日）

○岸田総理大臣　基金については、経済安全保障ですとか、グリーンですとか、あるいは科学技術等、この必要とされるまず事業の性質をしっかり考えた上で、先ほど申し上げましたような単年度主義の弊害の観点からこの基金を活用して複数年度にわたる支援を行うということで基金の対応を立ち上げていくということになります。目的等をまずしっかり吟味した上で、この複数年度にわたる支援の必要性、こういったこともしっかり念頭に置きながら基金の立ち上げを考えなければいけない、このように思います。…（中略）…、このPDCAの枠組みをしっかり活用しながら、原則四半期ごとの基金残高の公表など、様々な取組を行うことによって、基金の使い方についても国民から理解される、こうした使い方をしていく、こうした透明性を高めていく、こういった努力は重要であると思います。こうした行革の観点からの努力も合わせながら、基金を複数年度にわたる支援を行うために必要な仕組みとして活用していきたいと考えます。

基金による事業の実施

○　基金を活用する場合には、**事業の性質や基金の要件等を踏まえ、分野を問わず、基金方式による実施が必要かどうか、個別に精査したうえで予算措置していく必要。**

○　また、基金事業の性質に応じて、法律や補助要綱で国から基金へ資金を交付した後の要件を適切に設定するなど、より適切な基金の執行につながる**効果的な枠組み作りを行っていくことが重要。**

◆　基金の要件（補助金適正化法施行令第4条2項）

次の２つの性質をいずれも満たすものが該当する。

① 複数年度にわたる事務又は事業であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情が認められること

② あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められること

※ 具体の事務又は事業が要件に該当するか否かは個々に判断することとなる が、
① 不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業
② 資金の回収を見込んで貸付け等を行う事業
③ 当該事業の実施が他の事業の進捗に依存するもの
については、これに該当し得ると考えられる。

○　各年度の所要額があらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要なものか、分野を問わず、事業の性質に応じて精査する必要。

○　複数年度にわたる支援が必要であっても、総額や各年度の所要額について、一定の見通しを立て得るもの（例えば、一般的には設備投資や物資の購入等）については、基金ではなく、まずは繰越明許費や国庫債務負担行為等による対応を検討すべき。

※複数年度にわたる事業を安定的に実施するために、データセンターの地方立地促進のための基盤整備事業については、国庫債務負担行為を活用し、あらかじめ必要な事業規模を確保している。

◆　５Ｇ法による特定半導体基金へのガバナンスの強化

○　基金から助成を受ける事業者の計画の認定（※）を国が行うことを法律上明確化するなど、特定半導体基金事業の執行段階において国が一定の関与を行い、基金事業の有効性を確保する枠組みを５Ｇ法において担保。

（※）認定基準：①経産大臣が定める指針への適合性、事業実施の確実性、②一定期間（10年）以上継続的な生産、③国内での安定的な生産に資する取組を行うもの、④技術上の情報管理のための体制整備

基金のPDCA強化

○　適正かつ効率的に国費を活用する観点からは、各府省自らが執行状況を継続的に把握し、行政事業レビューの枠組みの下、不断の適正化に取り組み、使用見込みの低い資金は返納するといった**PDCAサイクルを確立することが重要**。

○　更に、科学技術の振興や経済安全保障などの国家課題に取り組む基金事業については、令和４年度から、PDCAを強化するため、原則四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表などの枠組みを実施。

○　これらの取組により、**合理性・現実性のある事業見込み等**に基づき、事業継続や保有額等の**適正性の精査等**を実施しつつ、**基金の運用の透明性を向上させ、効果的かつ効率的な活用につなげていく必要**。

◆基金のPDCA強化に向けた取り組み

＜行政事業レビュー、基金シート＞

○　各府省が毎年度基金シートを作成・公表することで、基金の執行状況等を継続的に把握・自己点検し、更に、秋のレビューにおける検証も踏まえ、使用見込みの低い資金は返納等を実施。

○　基金シート等について、各基金の管理費比率の公表や、令和3年度実績から、事業見込みと執行実績の乖離理由の記載を新たに実施。

＋

＜多年度にわたる基金事業のPDCA強化＞

○「新経済・財政再生計画改革工程表2021」に基づき、国家課題に取り組む基金事業について、令和4年度から

・　原則四半期ごとの支出状況等の公表による説明責任と透明性の向上や、

・　外部専門家の知見を取り入れ、進捗評価をその後の資金配分へ反映させるなど、ワイズスペンディングの徹底と投資効率の向上を図る。

令和３年秋の年次公開検証等の取りまとめにおける指摘例

○　まち再生基金（地域自立・活性化支援事業）

①　基金造成以来14年間で出資実績が１件のみであるにも関わらず、毎年度管理費が発生している状況に鑑み、<u>基金事業を継続する意義を厳しく検討しなおす</u>べき

②　<u>合理性・現実性のある精度の高い事業見込みを検討し、保有額や保有割合の適正性の精査</u>を行い、精査の結果、余剰資金が生じる場合には、<u>余剰資金は国庫に返納</u>すべき

※ ①対象となる基金事業は、単年度事業費10億円相当以上の基金事業（終期のない基金事業については基金残高10億円以上のもの）

②現時点においては28基金事業を選定

③令和４年前半の経済財政諮問会議において、各基金事業のPDCAサイクルを回す仕組みの確立状況を議論する予定

資料Ⅰ－４－１

財政広報に関する財審委員の主な意見

PB黒字化ということをもう１度、きちんと多くの国民と共有できる形にできるようにする必要があると思う。
なぜ必要で、なぜ追求するのかを、できるだけ分かりやすく説明することが求められるのではないか。

簡易版パンフレットでは、単年度の予算編成上のフローの話しか出てきていないように思われる。
巨額の借金を抱えた我が国が、つつがなく財政運営を続けていくためには、毎年度新たに生み出される新発国債だけでなく、それらの借換債まで円滑に消化されてはじめて、安定的な財政運営が可能になるが、その点の理解が国民に欠けていると思う。

2020、2021年度の歳出は新型コロナの影響を受けた事を図中でわかりやすく示しても良いのではないか。

PBの均衡止まりでは、過去の借金の返済までには手が回らず、安定的な財政運営を続けられる保証はなく、とりわけ我が国のように、財政事情が極端に悪い国は、近い将来に、財政収支の均衡や黒字化まで視野に入れられるようにする必要がある。
そのため、PBの説明だけにとどまらず、「PB黒字化（財政収支均衡）」の姿まで含めて説明するべきではないか。

簡易版パンフレットにおいて、より詳しい資料や財審建議などへのリンクを貼って、アクセスのきっかけを作ってみてはどうか。

「歳出」「歳入」という言葉が耳慣れない、国債と公債に関して一部説明があるものの直感的理解が難しく、中高生レベルであれば、もっと簡便なものがよいのではないか。

我が国の財政及び社会保障制度の持続可能性を取り戻すためには、消費税を含めた給付と負担のあり方を国民全体で考えてもらい、社会保障改革の必要性に関して国民の理解を得ることが重要。簡易版パンフレットにおいて、国民1人1人に社会保障の給付と負担の在り方を問い掛ける、或いは将来的に選択を促す際の判断材料になるような情報を拡充することが有益ではないか。

2022年度から高校で金融経済教育が公共の科目として本格的にスタートするが、これらの流れも生かしながら、財政に関する広報と、各人の人生設計と照らして、財政を理解するための情報提供や対話の機会や環境を整備することが重要ではないか。

子供向け人気教材とのコラボ（うんこドリル 税金）

資料Ⅰ－４－２

子供向け人気教材とのコラボ（うんこドリル 税金）

新科目「公共」とは

科目の性格と目標

- 令和４年度から開始。原則として高校一年生、二年生のいずれかにおいて**全ての生徒が履修**。

従来	令和４年度～
以下の いずれかが必履修 「現代社会」 または 「倫理」・「政治・経済」	「公共」は必履修 「倫理」、「政治・経済」は選択

- 自分自身や社会の在り方について主体的に選択・判断するための知識および技能、**課題解決に向けた思考力・判断力・表現力**を身に着け、**政治参加や社会参画しようとする態度を養う**ことを目標としている。

財政の取扱

- 学習指導要領解説における財政に関する記述（新設）

✓ 政府は（中略）国民生活の向上と福祉の充実のために，民間部門では十分には供給することの難しい財やサービスを提供したりする役割があること，また，所得再分配や経済の安定化を図る役割がある

✓ 政府の経済政策には，効率と公正の確保，経済成長と環境保全の追求など相互に対立する可能性のある目標の実現を調整する必要がある

✓ 財政を支えているのは租税であり，相応の負担が国民に求められること，将来世代の受益と負担も含め，公正に判断することが求められる

学習指導要領の改訂

新（平成30年度改定）「公共」	旧（平成21年度改定）「現代社会」／「政治経済」
２ 内容 ・財政及び租税の役割，少子高齢社会における社会保障の充実・安定化（中略）などに関わる現実社会の事柄や課題を基に，公正かつ自由な経済活動を行うことを通して資源の効率的な配分が図られること（中略）について理解すること。 ３ 内容の取扱 ・**「財政及び租税の役割，少子高齢社会における社会保障の充実・安定化」については関連させて取り扱い**，国際比較の観点から，我が国の財政の現状や少子高齢社会など，現代社会の特色を踏まえて財政の持続可能性と関連付けて扱うこと。	【現代社会】 ・現代の経済社会の変容などに触れながら，市場経済の機能と限界，政府の役割と財政・租税，金融について理解を深めさせ，経済成長や景気変動と国民福祉の向上の関連について考察させる。 【政治経済】 ・経済活動の意義，国民経済における家計，企業，政府の役割，市場経済の機能と限界，物価の動き，経済成長と景気変動，財政の仕組みと働き及び租税の意義と役割，金融の仕組みと働きについて理解させ，現代経済の特質について把握させ，経済活動の在り方と福祉の向上との関連を考察させる。

資料Ⅰ－４－５

財政・税制に関する広報・教育の現状と今後の取組

	小学校	中学校	高校	大学等	社会人
財政教育	財務省による出前授業（財政教育プログラム）（動画版コンテンツあり）　約100～220件/年			「公共」導入に向けた取組（教科書会社、教育委員会、各高校等への情報提供）	
	連携	各学校独自の授業への協力（予算作成・政策提言等）		財政講演・特別授業	
		教師向け講演			
租税教育	租税教室（各地の教育・税務関係者、民間団体による租税教育推進協議会が推進）　約17,000～32,000件/年			租税講演	
広報・コンテンツ等	HPやSNS（Twitter、Facebook）で情報を発信				
	うんこドリル ゲーム	財政学習教材・動画		財政・税制パンフレット 簡易版財政パンフレット 税制パンフレット 詳細版財政パンフレット	
	こども向け教育サイト（Yahoo!キッズなど）			調査（広報資料の改善点や、財政に関する国民の意識調査）	

今後の取組

- 高校の「公共」での財政の授業に向けて、財政教育プログラム等を活用するほか、導入部で生徒の課題意識を醸成できる動画や、どのような政策や財政運営が望ましいか議論するグループワーク教材を作成、財務省HPに掲載する。
- 財務省HP内に、財政教育プログラムや租税教室との連携授業の内容紹介や実施案内ページ、学校等からの講演依頼受付サイトを設置し、積極的に出前授業や講演を実施していく。